アパート建築に必要な費用 チェックリスト

見積書・事業計画書を見ながら、各費用の扱いを確認しましょう。
「計上済み」は工事費などに含まれている場合も含みます。金額・備考欄に確認内容を記入してください。

01 建物を建てる工事費

費用項目	計上済み	別途必要	該当なし	金額・備考
本体工事費 建物本体の工事	☐	☐	☐	
附属付帯工事費 設備・外構など（範囲は見積書で確認）	☐	☐	☐	
地盤改良費 必要な場合。概算か確定額か確認	☐	☐	☐	

02 建物を建てるためにかかる費用

費用項目	計上済み	別途必要	該当なし	金額・備考
設計費 工事費に含まれる場合あり	☐	☐	☐	
工事監理費 設計費に含まれる場合あり	☐	☐	☐	
建築確認申請費用 設計費などに含まれる場合あり	☐	☐	☐	
水道加入金・納付金 新設・増径などの場合	☐	☐	☐	
インターネット初期費用 導入・開通費用	☐	☐	☐	
防犯カメラ設置費用 設置する場合	☐	☐	☐	
火災保険料 契約時期・補償内容を確認	☐	☐	☐	
地震保険料 加入する場合	☐	☐	☐	
融資事務手数料 金融機関の契約条件による	☐	☐	☐	
融資保証料 必要な場合	☐	☐	☐	
据置期間中の利息 借入実行・返済条件による	☐	☐	☐	

03 建物を建てる前に必要になる可能性のある費用

費用項目	計上済み	別途必要	該当なし	金額・備考
解体工事費 既存建物がある場合	☐	☐	☐	
アスベスト調査・除去費 解体工事費に含まれるか確認	☐	☐	☐	
地中埋設物撤去費 発見・撤去が必要な場合	☐	☐	☐	
測量費用 境界・現況測量など、必要な場合	☐	☐	☐	

04 建築に伴う税金・登記関係の費用

費用項目	計上済み	別途必要	該当なし	金額・備考
不動産取得税 新築建物の取得に伴う税金（通常は取得後）	☐	☐	☐	
登録免許税 保存登記・抵当権設定など	☐	☐	☐	
司法書士費用 登記手続きの報酬など	☐	☐	☐	
印紙税 請負契約書・融資契約書など	☐	☐	☐	

※ 計画内容・土地条件・建築会社・金融機関によって必要な費用は異なります。すでに他の項目に含まれている費用は二重計上しないよう確認してください。

柏木 良｜土地活用・建築営業・AI活用ブログ https://kashiwagi-ryo.com/